会議録

会議の名称	令和４年度第２回加西市環境審議会
開 催 日 時	令和５年１月 20 日（金）　14:00～16:00
会　　場	加西市民会館２階視聴覚室

出席及び欠席委員の氏名

＜出席委員＞

・服部　保（会長）　・尾内　良三（副会長）　・武田　義明　・中野　加都子　・長濱　秀郎
・谷勝　公代　・山下　紀明

＜欠席委員＞

・免田　浩史　・松本　崇　・横井　從道　・佐々木　信行　・岡田　毅

出席した事務局職員の氏名及びその職名

・生活環境部長　原田　正之
・生活環境部環境課長　田中　雅也
・都市整備部都市計画課長　安福　陽一
・生活環境部環境課主幹　山下　敦史
・生活環境部環境課係長　繁治　健太郎
・生活環境部環境課主事　井上　大誠

発言者	会　議　の　経　過　／　発　言　内　容
	（開会）
生活環境部長	**１　生活環境部長あいさつ** **２　出席委員、事務局紹介** 次に、本日ご出席していただいている委員及び事務局の紹介です。時間の都合上、お手元の配席図をもってかえさせていただきます。 **３　議事**
事務局	それでは審議会規則第５条第１項に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますので、ここからの議事進行は服部会長にお任せいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。
会長	では、委員の皆さん、本日はよろしくお願いいたします。最初に、事務局より本日議論していただく趣旨についてご説明をよろしくお願いいたします。
事務局	「資料１　令和４年度第１回加西市環境審議会における主な意見とその対応」の説明
会長	それでは、前回の審議会でいろんな意見が出ましたが、それの対応についてここでまとめていただいております。これについて何かご意見等ありましたらお願いいたします。
副会長	このナンバー１番、２番で予定をされている訳ですが、この 10 番目のところで、企業、工場また新規に入ってくる工場、工業団地も建設されていますが、そういったものは現在ここに入ってないということですか。
事務局	新たに入ってくる工場とかの発電ということですよね。
副会長	そうです。
事務局	新たに入ってくるものも含めて 2030 年までに 27MW の新規設置が必要と試算している。入ってくるものも含めてと思っていただきたい。
副会長	工場を入れるとかなり大きな屋根を利用すると、面積がとれるということになる。そうするとこの１番、２番のところで比較にならないこの分が入ってくると。だから、そうなるとちょっと説明されてないのかなと。
事務局	当然産業団地に進出してくる企業様に対して、そういうアクションをかける形で当

	然のように環境に配慮した太陽光は求めるということになります。
事務局	計画と書いているが、現実的にいうと 2050 年の時に再エネ 100%にしたいという中で 2030 年にどれぐらいにしたら良いのかという、一つのメルクマールとして、試算としてこれぐらいあれば良いのではないかという一つの目安的な感じがある。だから、個々にどこをどこどことかというそういうのではなくて、大きな規模から見た時にこの程度ぐらいは再エネの導入が無いと難しいかなというような感じでいっているので、個々のところは今から場所も設定していかないといけないし、世情によって必要性の量が変わる可能性はある。その前提はご理解いただきたい。
副会長	わかりました。
会長	ほかに何か質問、御意見、はいどうぞ。
委員	先日この書類をいただき、たくさんのすばらしい意見が出ていたと驚いたが、その中で４番目の見直しのこれ５年程度ですよね。５年で良いのかと思う。ちょっと長すぎ、見直し期間をもう少し短くしないと。太陽光だってもっと早めに条例ができていればもう少し対応ができていたのに、後手後手に回ってしまっている。どのような観点から５年という数字が出てきているのか、それを教えていただきたい。あと、８番目のこの自立分散型エネルギーシステム、太陽光を導入した者としてはその段階に入ってきている。これからどうするかという。自分の家で太陽光を導入しているので、日々の電気の使用をどう考えていくか、そういう方向へ私たち消費者団体も考えを巡らしていく段階に来ていますので、ヒント的なことを行政からいただけたら助かります。
会長	ゾーニングの見直しの期間が 5 年がちょっと長いんじゃないかということなんですが、その辺の説明は。 事務局　　５年では少し短いのではないかということで、もともとどうして見直しが 必要かと申しますと、今は環境の状況をいろいろ加西市内の状況を調べまして、それを踏まえてゾーニングを行っています。例えば、社会情勢ですとか環境などがございます。こういったものがやっぱり時間が経てば変化するだろう、だから見直しが必要じゃないかというふうに考えています。 社会情勢ですとか環境が変化するのは大体どれぐらいかを考えた時に、１年や２年でちょっと変化するっていってもそんなに大きく変化しないのではないか。そしたら、大体５年。では、10 年というとちょっと遅すぎるよねというところから 5 年程度が妥当じゃないかというふうに今は判断して

	います。ただし、今後環境が大きく変動する可能性ももちろんございます。気候変動がどんどん進んでいけばその可能性もありますし、社会情勢が大きく変化する。それによっては３年が望ましくなるかもしれませんし、10年で全然問題がないということかもしれません。ただ、現段階におきましては５年程度が良いのではないかということで、５年を目安というふうに想定をしています。これについては、長い、短いを踏まえてご意見頂戴できればというふうに考えます。
会長	よろしいですか、それで。
委員	これは加西市総合計画とは関係してこないですよね。
事務局	特別そことの連携はないです。ただ、今言われたとおり大きな社会情勢というのは総計では大体５年とか中間で10年となる。
委員	でも、見直しが大体、今３年に考えてきている部分も出てきている。
事務局	だから、逆に言うと喫緊に状況が変わったら整理しないといけないとかとう可能性も十分あるので、そこは柔軟に考えたいなという。
委員	対応はできるということですね。
事務局	はい、当然必要に応じてと思っておりますので、我々がそういう状況だということで委員の皆様からも意見いただきながらやり直しは必要かなと考えています。
事務局	特にゾーニングは、後でまた議論になりますが、マップを今回作るとしても、完全版がすぐに出来るとは思ってない。来年条例とか色々な事をして正直来年また改正するかもしれない。そもそもこのゾーニングのやり方、趣旨の考え方が、本当にどこまで太陽光の現実に合っているかとか多分そういう素朴な疑問を皆さんお持ちかと思う。そういう議論もしたい。それから、あと消費者の目線で提案いただいたが、今回脱炭素ということで加西市が環境省の事業をやることになった。太陽光発電とかつくり出すということは大事だが、意外といまだに必要なのが省エネをするとか、個々の家庭の場合特に加西市の場合は戸建ての住宅が多い。そうなるとその住宅をどう省エネをしていくかとか、意外とそっちの方が本当は効果が高かったり、費用対効果が高いとかっていうのはあるので、そういったことも含めて色々とやっていきたいと思っていますので、今ご協力をお願いしたいと思っている。
委員	次世代健康住宅に向けての住宅政策も年々改革される中、低炭素住宅からゼロエネ

	ルギー住宅へ、そして、最終的には建設から廃棄までの一生涯の CO2 収支をマイナスにする LCCM 住宅（ライフサイクルカーボンマイナス住宅）の普及を目指すことが最終目標とされている。
事務局	そうですね。電気自動車とかをうまく活用しながら等、色々なことがあるので。
委員	そうですよね。
会長	発電量自体をその見直しみたいなある訳ですけど、だから特に出てないですね。その中で、このゾーニングだけが５年という数字が出てるので気になってしまうという。
事務局	なるほど。
会長	だから、数年ぐらいで特にこの５年にこだわっている訳ではない訳ですね。
事務局	そこは、当然に細かい修正っていうのは当然区域を一定の条件にしながら、区域というのは他方の区域を前提にして区域設定している部分もありますので、そこは当然に細かな修正は年々それが変わるごとに変えていく事は事務局のほうで当然考えております。
会長	具体的な話になると次の資料２の説明を聞いてからのほうがいいと思いますので。それでは資料２の説明、お願いいたします。
事務局	「資料２　令和４年度第２回加西市環境審議会再エネ導入ゾーニング事業」の説明 「資料２　令和４年度第２回加西市環境審議会再エネ導入ゾーニング事業」に対する意見等
会長	ありがとうございます。それでは、ただいまの説明についてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
委員	よろしいでしょうか。
会長	どうぞ。
委員	資料１、資料２の御説明として規模感とか規制、それから先ほどの 12 ページの今後の予定についても理解できましたし、住民への合意形成についてもわかるのですけども、この促進区域を設定して以降のゾーニング以降の候補地の具体化をどのよう

	にしていこうというふうに考えていらっしゃるかということについてお伺いしたいのです。それは先の話と言えば先の話なのですけれども、４ページ目のスライドでご説明いただきましたように、農地 26%、住宅市街地が 39%、ゴルフ場 9.9%、もうちょっと多いかもしれないというご説明だったのですけども、所有者または管理者が離れているということですね。これ以降は、市としてメリット、デメリットを挙げて候補エリアまたは調整エリアなどで、手を挙げて応募してもらってその中から留意事項などに配慮してある程度選定してこの辺を具体的にしていくという計画なのか、または市があらかじめ候補地となるところを選定してお願いに行くみたいな形にするのかですね。最初からいうと順番につぶしていくみたいな形を考えているのか、要するにゾーニング以降の候補地の具体化のプロセスをどのようにお考えになっているかということをお聞きしたいのですが。
事務局	調整エリアと候補エリアの考え方の件ですが、我々このゾーニング事業を始めまして一定の法律であるとか、そういった規制を区域によって一定のエリア分けをしてみたものの、先ほど言いました候補エリアの土地利用の形態がいろいろあって、それぞれ個別に解決すべき問題も多いなというのは現実としては受け止めているところです。 促進区域の話もありまして、実際どのような場所を促進区域っていうのという話で委員がおっしゃったように調整エリア、候補エリアの中、全体の中はやっぱり考えていく必要があるとは考えています。それが手挙げになるか、ここを決めてっていうのはいろいろどちらもあるケースかなとは考えています。市が直接設置する場所というのは逆にそんなにありませんし、民間が来たら使っていかないといけないと思っていますので、そういう中でやりたいという地域っていうのは生まれてくるのかなと。それがどういう調整エリアなのか、候補エリアなのか、その中でどういう調整、課題を解決するのかというのは一緒に考えていかないといけないかなと。 ちょっと我々この資料を作る中で候補エリアと調整エリアというような形で明快に線引きをしてみたものの、実際個々具体の事業を行う部分に関してはどこも調整が必要じゃないかっていうのが少し思っております。実際に調整が必要ということで考えていくと、調整エリアという形での濃淡をつけるのが良いのではいかというのは少し悩んでいるところです。はっきりと候補エリアみたいな形でうたってしまって、そこでそれこそ無秩序な状態にならないようにというちょっと不安を抱いています。この辺ご相談ですが、今３段階に分けているところを候補エリアと調整エリアという形を分けずに調整エリアの中でそれぞれ状況に応じて留意事項をつくっていくというのを思っています。その辺のところについてご意見をいただけるとありがたいなと思っています。
委員	ちょっと話が混線していると思います。

事務局	ごめんなさい。すみません。
委員	先ほどの前半で５年程度というのがどうかという話があったのですけど、個人的には太陽光パネルの事業が始まって、これを処理する時期になるといろいろと問題点が明らかになってきて、リサイクルとかどう処理するかという問題が明らかになってきて、ちょっと余り積極的な設置というよりはいろんな問題点が明らかになるという点で後もう 2、3 年後ぐらい、かなり問題点が明らかになってきて、そのときに控えめになる。今は脱炭素の政策が国としても挙げられているので、今は、やろう！ということになっているが、あと 2、3 年後でいろいろ問題点が明らかになってきて、そのときちょっと足踏み状態になるのではないかと思っているので、5 年というか、2、3 年ではないかと私は思っている。ただ、やり方として、要するに、お得感みたいなものを出したらどんどん手を挙げて、むしろその中から選択しないといけないみたいな形になっていくし、問題点が明らかになってくると押しつけられたみたいな感じになってきて、むしろ何とか辞退する方法を考えるみたいな方向に行くと思うのです。実際に市の方にお聞きしますと、現在のため池の状態では、収入が出てくる訳なので、割とウエルカムという感じがあるということをお聞きしています。市としてどっちに持っていくかっていうのをもうちょっと言っていただいたほうが考えやすいと思いますが。
事務局	そこの点については、ここ最近いろんな課題も出てきているというようなこともあります。ただ、やっぱり再エネ、先ほど言ったように省エネも大事だと思っています。ただ、でも一定再エネで増やしていかないといけないと思うので、両方フォローが必要かと思っています。できる限りバランスを見ながらやりたいという言い方しか今できないが、一定全市内の難しい現状もあるので世情も見ながらいかないといけないというのが当然あるが、促進と規制をすべきところは規制をすべきという、そこはどちらも必要というふうに思っています。
会長	候補エリア、調整エリアっていう問題とそれから促進区域っていう。その促進区域っていうのは調整エリアを候補エリアとの問題とはまた別に出てきてますよね。その促進区域自体は別に調整エリアでも候補エリアでもどちらでもいい訳なんですよね、今の考え方では。何かその辺のあれがちょっとぐちゃぐちゃになっていると。だから、そういう意味からすると、候補エリアと調整エリアの差がないからこれ一緒にしてしまえというような感じにもなる、今言われたようにですね。促進区域というのは、また別の観点から決めていくわけですね。
事務局	促進区域っていうのは今環境省も含めて再エネを積極的に入れていこうという、例えば施策、補助金含めて。現時点では補助金は無いが、手続を省いていくとか、進めやすいとかというのでやろうとしてるのでちょっと別の概念になっている。今、

	先生がおっしゃられたとおり、全てが問題を抱えているので、保全はやはり保全でこれは意義があり分かり易いが、残りが難しい。ここで候補エリアというような名前で今言った場所の白抜きを見ていくと、極端な事を言うとそこに候補と言われてマップが出されて、その家の周辺に太陽光が出来るとなれば、逆に我々それを後で市として言われた時に多分どうしようもない状態になりそうかなっていう懸念がある。そうなった時に、そもそもこういう提案をしながら腰を折るような議論をさせてもらっているのは、はたと気づいたらやっぱりそこは考え直して色々ご意見聞いてどのようなあり方が良いのか率直に聞かせてもらいたいのが本音です。
会長	12 ページの一番最後のところで、促進区域を設定っていう方法を出してますよね。促進区域っていうのを設定すること自体はどんどん太陽光をやりましょうというのは表明みたいな感じだと思うんですよね。その表明というのがありながら、この促進区域自体の設定自体は調整でもどちらの区域でもいいというようなことを言われたので、だからその辺がどんなふうな方法なのかなというのがよくわからなかったというところなんですけど。
事務局	資料では、調整エリアと候補エリアという形で保全と調整と候補と３つに分けてはいるものの、保全はもう絶対設置出来ない、調整と候補であえて分けずに、調整の中でも例えば３ページと４ページにあるように、調整の中で濃淡をつけていった上で促進区域に設定していけばどうかという、この資料の構成とは違う話にはなっているが、そういう感じで思っています。
会長	そしたら、これの目的としてはむしろ保全エリアの設定に意味があると。 だから太陽光については非常に問題点も多いので、保全エリアを設定して そこだけはきちんと守っていきましょうというところに一応焦点があると。
事務局	ため池についても、あらかじめ重要な生態系 48 の記載箇所は設置不可、要は保全エリア、今、先生が言われたように保全エリアだけを強調しているというような見方も出来る。
会長	というふうであれば、調整区域っていうかあとの区域は一つにまとめて、今後検討していきましょうというような方向のほうがはっきりするんじゃないかなという。
事務局	候補エリアを入れたがために議論がおかしくなっている。先ほどお話しさせてもらったとおり、規制するところと推進する場所どちらもある。だから、やっぱり促進をしていくという、そこというのは場所によってやっぱり類型が幾つかあって、類型の一つにため池っていうのは一つまた違う池があって、ひょっとしたら農地も全く違う池がある。集落の周りにある土地が違うとか。これは今例えばで言っていま

	すけど、それについては多分クリアしていかないといけない、調整しないといけないやっぱり項目が違うというふうに感じている。だから、そこをクリアしていった上であと促進というのを設定するというのが、一つの来年の条例っていうことを踏まえる上で考えていくべきことなのかなという感じでは、今我々がちょっと議論している最中の中で、今のような思考プロセスというのが皆さんどういうふうに考えていただけるのか。
会長	だから、さっきから言ってますけど、じゃ促進区域っていうのは別の観点が入ってきて設定するということなんですね。
事務局	そうですね、また別の基準というか。きっちりそういう場所も作っていきたい。それと、あと手挙げ方式っていわれることも当然市として今公共施設の周辺とか色々あって、脱炭素先行地域の中でやっていきたいっていう場所はあります。そこはまだ明確にどうこうというのは今言える段階ではないが、そういった場所は促進区域へ持っていきたい思いはあります。片や今後のこともあるが、民間の方へ提案した場合、こういったところはやりたいとかというような意見があるんですけども、そこは本当に促進区域にすべきかどうかとか、そういった考え方も出てくると思います。
会長	それは、今までやってきたゾーニングのこの事業とは違いますよね。その促進区域。
事務局	そうです。だから、そこがさっき言ったとおりゾーニング事業、ゾーニングっていう概念に当てはめて物事を考えようとすればするほど、何かちょっと本質から違うというか。ゾーニングの話だけでいくと保全エリアを決めるのはしっくりくる。それ以外は個別案件が多過ぎて、太陽光は難しいなっていうのが事務局としての感想です。
会長	委員の先生方、ご意見どうぞ。
委員	このゾーニングによって保全エリアだけはそれは明らかだということはわかった。それを一つの成果にして。あと、調整エリアとか候補エリアを市のほうが、この言葉で区切ってしまうと受けた方からするとすごくかちんとくるところがあるので、「可能エリア」とかふんわりした表現にしたらどうですか。可能エリアとしておいて手を挙げてもらうか、こちらからお願いするかどっちかにしましても、それで幾つか具体的な候補が出てきたときに調整エリアとか候補エリアにはこういう問題がありますということをこちらの手持ちの資料にしておいて、可能エリアの中からこれにはこういう問題があります、こういうメリットがありますみたいなことを整理

	していったらいいのではないですか。
事務局	おっしゃるとおりと思っております。我々も逆の立場になった時に候補エリアって言われた時に、どう感じるのかとすごく思っている。明快に線を引くとちょっと違和感がある。調整で良いのではないかという話で、本当に生活環境に影響が出ないのか。そういったところで先生のおっしゃることは本当に参考になります。ありがとうございます。
副会長	ちょっといいですか。
会長	どうぞ。
副会長	ため池、あるいは農地関連で農業に関することになると思うんですけども、こんなことを言うと非常に悪いんですけれども、加西市は割と保守的なところもあって、これはやってみないとわからないけれども、候補エリアとか促進エリアとか。それでOKしない場合も出てくるということですね。そこらのことも考えていかないと、進めていけないんじゃないかなというふうに。喜んで取り入れるところもあるし、そうでないところもある。受給者の水なんかのため池なんかでも、結構細かいことを言ってなかなか生業の人は難しいところがあるんですよね。自分らのものという一つのなんかがあるんで。そこのところで進展的に非常に難しいところがあるんじゃないかなと。そうなってくると、これは余り押しつけられるものでもないからね。そうなってくると、ここにこれをあとどうやっていってくかもちょっと考えとく必要がある。
会長	副会長は、今の状況では向こうは、市は候補エリアと調整エリアっていうのは２つ分けたけど、これはもうまとめてみてはどうかというような意見を言われてるんですか。
副会長	はい。
会長	委員はそれに対して、もうじゃ可能エリアっていう名前でされたらどうですかっていうことなんですが、そのことはどうですか。
副会長	どっちか言うたら、今僕が言うたことと関連してくると思いますよね。だから、ちょっとそれの幅があってある意味作業しやすいんじゃないかと思うんですけれども。
会長	ほかの先生方、それでは御意見ありましたら今の調整エリア、候補エリア、保全エ

	リアの問題に関してどういうふうにお考えか。
委員	保全エリアはもうはっきりしているので、あとは出てきたときにその案件で考えるしかしようがないと思います。委員が言われたように残りは可能エリアというふうにして、保全エリアだけはっきりさせといたほうがいいと思います。
会長	ありがとうございます。ほかの先生方。どうぞ。
委員	賛成で。可能ということは夢があるような気がしますね。
委員	夢がないこともないのですけど。
委員	土地が 1,000 坪ある。高齢化に伴い耕作放棄地が発生しないようにお願いしたい。あとはもう可能エリアという名前のほうがありがたいかなと思う。
委員	すみません、私も。
会長	どうぞ。
委員	まず、市が条例を定めようとしていると。今、一番最後に書いてある太陽光発電事業における安全管理、環境管理に係る条例の制定、このとおりの条例の名前になるんだったら、この条例というのはいわゆる規制法、規制条例になっていくんかというかどうか。それとも、その下に書いてあるように事業実施の推進のためを目指すのかというようなところで相当この条例の内容というのは性格的に変わってくるんじゃないかと思うんですよね。それで、今のいろんな話を聞いてたらやっぱり市民の立場としては、心配事も含めて一番理解しやすいのは先ほどからずっと議論になっているような、ここはだめよというような要するに保全地域の設定、これは非常にわかりよいと思うんですよね。それに加えて、そういう促進エリア、候補エリア、いろんな言い方があると思うのですが、どうもこれってどう理解がしづらいなという僕も考えがあるんですよね。ですから、そういうところで来ると今の保全エリアをもうちょっと広めて、ここはだめよというような格好でエリアを設定していくほうが、住民等にも非常に理解、あるいは議会の先生方にも理解がしていただけるんじゃなかろうかなと今、気がしますけどね。
会長	ありがとうございます。委員どうぞ。
委員	基本的には、おっしゃっているように候補エリアというのを出して、なおかつ促進エリアとはまた別だっていうのは、ちょっとわかりにくいと思うので、調整エリア

	は何らかの調整が必要なことがもうわかっているエリアであって、今候補エリアでそういう縛りがないというか、特にないという話ですけど、調整エリアのわりとハードルが少ないバージョンとも言えるので、分けなくてもいいけどもデータとしてというか、内部ではこの地域は確かに調整すべきことがある場所、ここはそういうのはわりと少ないよというのが委員の皆さんですとか、これから行政計画を考えていく中ではっきりわかっておいたほうがいいのかなというので。単純にこう何というか、黄色で全部調整エリアですよとするよりかは、多少濃淡がわかるようなデータがあったほうがいいのかなと思います。 委員がおっしゃっていた条例なんかでいくと、やはり今規制の条例をつくる所が多いですよね。最近ですと北海道のニセコ町なんかは、一方で抑制地域というこの地域はやめましょうねというのを言って、一方で地域貢献型の再エネは促進しましょうっていうのを入れた、両方入れた条例をつくっている。これはなかなか数が少ないんですけれども、今後の脱炭素ということも考えればそういうものは理解をなかなか得るのは難しいというのもあるかもしれませんが、やはり必要な規制はする、でも必要な支援はするっていうのを両方立てに行っていただきたいなという思いはあります。
会長	ありがとうございます。候補エリアっていう名前がいかにもなんか導入するっていうようなイメージを持つからそこに指定された土地を持っている人たちは、何かここにどんどん来るような誤解を受けてしまうっていうようなことはあるというようなことですね。そういうことがなければ３つでもいいんじゃないかというような委員のご意見だと思うんですけど、だからなんか調整エリア１、２とかですね、何かそういう名称を変えるという手も一つあると。だから、多分候補っていう名前は非常に強く効いてきてるんだと思うんですけども。だから、ほかの先生方の意見もあれですけど、これをまとめてしまうか、エリア調整１、調整２に分けるかというそういうようなことだと思うんですけど。何かほかにご意見ありましたら。
事務局	１点だけ。
会長	どうぞ。
事務局	今、地域貢献型っていう表現がありましたね。ここの中にそれを入れてないが、我々も今から促進というかそういうようなものをやる時は、地域貢献型という自家消費とか前提するとか、やはりそういう前提は今度は入れるべきだと思っている。単にFIT自身が使えない状態になっているので、そこは地域でどう調整するかとか、色々な手法もあろうかと思うので。前回の審議会のときにも委員から牧場に垂直型の太陽光パネルがあるとか、そういう意見もあったので。今後は技術も上がるので、こういうのも踏まえながらこういう視点で考えるべきかなと思っている。

会長	だから、何回も言ってますけど、その促進区域という概念自体がゾーニングとは合わない概念で、別の概念がいきなり出てきているので、ちょっと混乱するという。だから、促進区域自体は多分必要な概念だと思うので、それはそれでまたやらなきゃいけない。
事務局	そうですね。
会長	この大きな流れはゾーニングで来ているから、そこで混乱しちゃったっていうところだと思うんですけれども。何かご意見、先ほど２つでいいんじゃないか、３つでいいんじゃないかというような意見もありましたけど、なんかその辺でご意見ありましたら。
委員	２つでいいと思いますが。先ほど言われた内部資料としては持っててもいいと思います。
委員	1,000 坪もお持ちの土地の話なのですけど、例えば手を挙げていただいて、実際にいただいたら、それは今申し上げた調整エリア、候補エリア、促進エリア、どれに属するかを調べていただいて当てはめてみたらこういう問題があるということを理解するか、どれぐらいもうかるかとか、ここは市の資料としてメリット、デメリットもありますよということをちゃんとご説明するという形にしていったらわかりやすいんじゃないかなと。
委員	２つに分けるというふうに大賛成でね。名前も保全エリア、今は保全・調整エリアというのがあるけど、どうもこいつは曲者で、この候補エリアを調整エリアという名前にしたら地域の住民さんと住民でその辺り調整しなさいよと言われたら安心もすると。だから、保全エリア、今の調整エリアをひっくるめて、まあ言ったら保全エリアみたいなもの。あと、その候補エリアという名前じゃなくて、これを十分地域の皆さんとよく話し合って開発しなさいねという、調整しなさいねという意味の調整エリア。そういう名前だったら同じことなんやけどね、何か住民さんは納得しやすいんかなというような気もするんですけどね。
事務局	今の話でもう一回少し気になる所がある。やはり、今回議論に上がっているのが自然環境とか、都市計画上とか、何かそういうような話が多かったが、最終は住んでいる住民が太陽光が隣や裏に来るとかといった結局住民感情とか、そういう部分というのがかなりある。都市計画課の課長が本日来ている。今太陽光の話になると意外と環境課のほうに苦情が来ないで都市計画課に来る。そのような視点で事例とかこういうのを議論いただきたい。

都市計画課長	課が違うので、事務局とは話が異なってしまう可能性があるが、今自然環境をターゲットにして保全するか調整するか候補にするかという話の中で色々な議論が出ているが、現実的には都市計画課への苦情、実はこの数日もかなりトラブルに巻き込まれているが、実際は人間の感情が全てです。例えば、ため池でレッドリストに載っているものが重要だって話があるが実はため池の設置に関して苦情は一切ありません。なぜかというと多分、人間の生活において全く障害にならないからだと思う。ただ、野立てについては苦情が来る。それは、やはり先ほども事務局が申したとおり家の横に作られ、例えば田んぼの上手につくられてそこから上から流れてきた水によって農作物がおかしくなってしまう。山の上につくられて景観が悪い、また土砂も崩れてくるということがかなり起きている。だから、今３つに分けるか、保全のほうも自然環境というデータでしっかり出るというそういうものもあるが、実は人間の心の中にはそういうとこだったら人が見えないから設置を進めても構わないというのも一定ある。人間の心ってそんなものなんです。自分の家の真横で作られるより山の向こうで作った方がよっぽどましというのが正直なところ感情があって、この状態になっているのが事実なんです。ですので、絶対に守らなきゃいけないというのは例えばデータではっきりしていることはそうするべきだが、その調整とそれ以外を分けるっていうのは、それはまた線引きすることになるので非常に危険だと私は思っている。候補という言葉も良くないと都市計画の際にはそう思ってますけども、そうではない所全て調整する所です。住民と調整して決めていく所という形に位置づけいただけたら、都市計画の立場としては非常に説明もしやすいのではないかなと。あと、委員のおっしゃった議員さんとの調整。多分、議員さんは市の市民の代表ですので、市民は当然家の横に作られる方がよっぽど嫌だ。溜め池に作る方がよっぽどましだと絶対思っていらっしゃるはずなんです、多くの市民が。ですので、ちょっとできたら２本というよりも１本調整エリアですか、という形にしてもらったほうがありがたい。 あと、話を戻しますが、前回、委員が確か屋根につけることをすべきだとおっしゃっていた。都市計画の中でも当然同じことで、僕の勝手な提案ですが、屋根につける方は促進、候補エリア、全て候補エリアだという。このエリアという言い方がおかしいかもしれませんがそのような位置づけが出来たら良いかと思っています。
会長	ありがとうございました。
委員	先ほどその御意見でも結局保全エリアは区別っていうのは理解できるということですよね。保全エリアのことは。
都市計画課長	環境の世界の中で、世界と言ったら申し訳ないけど、その中で希少動物やら植物がおるということを明確に出ているっていうのは目に見えて数字なりで出せるものだ

	から、多分多くの人はそれは納得することは多いとは思いますので、それはそれで構わない。ただそこの線引きをどのレベルがいいのか悪いのかというのは、一般の方やったらわからない世界。専門家の方しかわからない。これがどれだけ貴重なのかっていう。おそらく一般の方はその貴重性が全く理解できないと思う。その植物とその家の前で育てるパンジーやビオラと何か違いがあるのかというのは多分わからない世界なので、それを出来たら一般の方々に分かり易い線引きをした方が良いのではないかと。レッドリストに載っているというのはもう目に見えてわかることですが、例えばコハクチョウの飛来がよく見られているというレベルだと、僕の感覚からすると来年どこに飛来するかわからないし、抽象的な話であるのでこれで決めるというのは難しいのではないかというのが、都市計画の担当としての考え。再度調整する必要がある、考える必要があるのであれば、また事務局で考えていただければ。
事務局	事務局としては、今言われたような意見を踏まえながら来年条例では、もう少し落とし込んで考える必要があると思っている。ただ、1 点だけ思うのが、結構人の感情とか感覚の所は結構大きい問題があるが、なかなか手続を超えたところで議論、すごくそこはほとんどしれていると言いながら、そこをなかなかこういうふうにはできないという矛盾点があるというのは、改めてちょっと難しさがあるなというのはちょっと感じた次第です。
会長	じゃ、もとに戻りまして、要はもう保全エリアというのはそれなりにレッドデータにしろ、それから鳥類の専門家に聞くなりして情報を集めて、あとは防災、減災上の条例だとか、それから法律に従ってゾーンを決めてますので、このこと自体もう客観的であって今さら修正の必要も全くないというふうには思います。あと、調整エリアと候補エリアに関しては、確かにどこで線を引くかで非常に大きな問題があって、それ自体が今後問題になるのであればもう一つで、委員の先生がほとんどの方がそういうような考え方ですので、一つにまとめていくということでいいんじゃないかと思いますが、委員の先生方いかがでしょうか。それでよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
会長	そういうような方向で考えていただくということでお願いしたいと思います。今日のテーマというのはこれですかね。
事務局	そうです。
会長	どうぞ。

委員	条例ができるのは、今年か。
事務局	来年度末です。
委員	来年度末。そうすると、太陽光パネルの工事というか計画はそれまでストップということですか。
事務局	条例施行以前のものはそのままいくということで、対象にはならない。早ければ早いほうがよかったんですが。
委員	結局、ため池の調査が全然できない、条例ができるまでできないということになってしまうので。そこは困るなと思っています。例えば、今冬鳥、水鳥が来てますね。そういうのが候補地にいるかどうかというのは冬にしかわからないですね。これまでのデータがあればそれでいけるかもわかれへんけど。やっぱり駆け込みでやられてしまうとちょっと困るなという気がしたんで。
会長	今なんかそういう計画ってあるんですか。
事務局	調査に関しては、今年度最初から池等にこのようなデータ収集をやっている。１年の間だけではなく、過去のデータと実際来年の、今年の夏とか程度ぐらいまでは盛り込めると思っています。
会長	できるだけ条例ね、保全ということからすると早めにつくったほうがいいということなんですが、いろいろ調整等含めたりすると１年ぐらいかかってしまうということなんですね。
事務局	そうですね。
委員	ちなみに今のような先進事例はいろいろあると思うんやけど、どこかこう参考になるような先進的な事例っていうのは全国で目指してこんな条例がいいなっていって思われるようなところはどこかあるんですか。
事務局	一つには、やっぱり例を挙げると先ほど言ったニセコ町のような、規制だけではない、どちらもという思いがあって、それは一つ挙げられます。
会長	そういう自然環境の調査なんかでため池なんていうような問題を挙げたのも加西市だけですよね。

事務局	当然そうです。ため池というのはすごく我々大事だというのは、ほか大事なものもいっぱいあるが、特にここはあるので。
会長	ただ、そういう意味ではため池なんかを積極的に保全しようというような方向がきっちり出てるから、これ自体条例ができればため池の保全についての問題はほとんどなくなるという。
事務局	特徴は出ると思います。少なくとも。
委員	出来ればため池には太陽光を置いてほしくない。憩いの村の前に出来た時は驚きました。誰が許したのかと思ったぐらいで。太陽光について色々な苦情を私も聞きます。近隣の方からも、誰に言いに行ったらいいのかと。誰に言いに行っても土地の所有者や法律的にＯＫが出れば仕方の無いことだが、太陽光の設置の仕方をもう少し環境に良いような形の設置の仕方というのはどこか考えていかないといけないと思う。ただ、漠然と太陽光をコンクリートの上なり、整地した上に置いてある。それを自然環境を考えた形で景観を含めてしていかないのか。
会長	今言われたため池、先ほど都市計画の課長さんが言われてたのは、ため池では全然その苦情は来てないと言われてた。
委員	そんなことはないと思いますよ。
都市計画課長	それはため池に関しては景観の話で、都市計画課には直接言われた事は無い。そういう事を言っている人がいるという事は聞いたことはある。
委員	そうですよね。
都市計画課長	設置に関してトラブルになっているのは野立てです。
委員	だから、野立ての置き方を行政でもう少し工夫するなり、景観を捉えた形のそういうふうな加西市は太陽光をたくさん設置しているが、これはここを配慮していますよとかいうアイディアを考えて欲しい。
委員	11 月にドイツに行って来て、それこそ自然環境を、生物多様性を保全するような植生だったり、周りの植栽だったり、昆虫が集まるような場所をあえてつくったりだとか、そういうのってやっぱり普通より土地が必要になる、もしくは同じ土地だと太陽光をおける場所が減っちゃうんですけど、それでもドイツって自然保護の優先

	度がすごく法律上高いので、そうやるのが当たり前なんですよね。ただ、加西市みたいに自然環境を持っているところであれば、そういうことはぜひやっていきたいし、私たちも今ちょうど自然保護団体と一緒にそういうことをできないかと思っているので、お役に立てるようなところがあればまた協力させていただきます。
委員	それ考えていただきたい。
都市計画課長	一つよろしいですか。
会長	はい。
都市計画課長	都市計画の立場で話させていただくが、太陽光パネルの設置について、設置の仕方については、誰とて規制ができていない状態なのは事実。なぜかと言うと、太陽光発電、FIT が始まって以降、その太陽光発電の施設自体がどういった位置づけなのかということに関して、建築基準法や都市計画法、これに関しては全く適用除外と国が決定した。普通だと例えば看板は工作物扱いを建築基準法でなっている。太陽光パネルは、あれだけのものであっても何でもないというような位置づけに国がしてしまっているということで、例えば建物を建てると当然確認申請がいる。規模が大きいと開発許可になる。だから、例えば山の斜面に建物を建てるために開発をする場合は、擁壁を作ったり、雨水が流れないように法律に基づいて行うが太陽光パネルは法律が一切適用できない。
委員	だから、山を削った太陽光パネル設置場所から赤土が流れ出たりするのですね。
都市計画課長	国は全く規制しないと言っており、各自治体がそれぞれ考えていかなきゃいけない時に、国がそのような立場をとってしまったため、自治体は国を超える指導をするのは難しい。例えば今ニセコ町のお話をされたが、自然環境からの切り口でしか、規制する法の術がないということが事実です。
委員	それで終わります？事実でそれで終わります？加西市の住みたくないランキングをご存じですか？
都市計画課長	それはどこの誰がつくったランキングかよく分かりません。
委員	人が問題となっています。加西市の私とか、委員とか。人間が嫌いという結果が出ています。ということは、加西市の人たちのどこがいけないのか。それは新たに考える必要があるかと思いますよね。

委員	ごめん、もう一つ。それとね、今のこれ固定資産税なんかは例えばやっぱりあれは雑種地にはならないね、底地のままやね。田んぼに太陽光いうたら農地のカウントになるか。例えば、山の固定資産税ってむちゃくちゃ安いが、そこに太陽光いうたら雑出地いうたら、がんとあがるねんけれども、その辺はどうなるんですかね。底地のままでしょうか。
都市計画課長	少なくてもわかっているのは、農地の位置づけは転用になりますから。
委員	転用になるよね。そしたら、農地は多分変わるから。
都市計画課長	パネル自体は固定資産税がかかります。
委員	それは、償却かなんかでかかってくると思うけど、土地よ。
委員	兵庫県かどこかが、ため池とか山とか太陽光を置いている所で収益を上げた企業、そこからは特別な寄附とかをいただくことができる何かがあったと思う。税金を納めるのが少ないからそういうのがあったと思います。
委員	ため池やったら何ぼ浮かべたってため池はため池やから多分ゼロ。固定資産税なし。底地の山は山で、上のものについては上物はかかるかもしれないけど、底地に対しては恐らく底地の課税やないかなと、山なんかに比べたらね。山なんかは特に。
事務局	ため池は個人ではなく、自治会所有。もともと自治会に対して税金はかからない。
委員	底地は加西市になってるはずやから、ゼロやろ。
事務局	自治会の名前になっているから、幾らあってもゼロ。
委員	浮かんでいる物については固定資産税は会社の方へかかってくる。
委員	一回調べてみて。
事務局	多分、今言われているのは、産業的な所を促進するために課税が一定年限免除されているという仕組みも実際ある。今話を戻すと底地は今言われるとおりだが、上物に償却資産がかかるので、一定税金は入ってきている。
委員	都市計画課長が来られているかお話したい。話は一緒やねんけども、例えば長倉

	池、ハクチョウがくる長倉池ね。水正池、三田池。あの池、コハクチョウが来ると。ところが今、自治体玉丘町が太陽光パネルを浮かべる言うたら恐らく何にもないん違うかと。カメラの愛好家なんかがちょっとは反対の狼煙を上げるかもしれないけど、規制的にはそれはあまり力にならんのかなというふうな感じはする。だから、この条例をするんやったらね、今おっしゃったようになんかその辺りね、長倉池なんかはやったらだめやと思う。その話でいうと、逆池なんかもだめやったと思うけども、だからそういうことがこの条例の中で。
事務局	長倉池は保全区域にしているので、浮かべることはできない。ゾーニングでは保全区域、条例でも規制していく。
委員	ゾーニングではね。だからそれをきちっと。やっぱりその辺りが加西市のため池の1,000か所もあるようなところの保全に繋がってくると思うんですけどね。
都市計画課長	この条例を作らない限りは、長倉池に設置することに対して誰も止めることはできない。
委員	そうなんやろうね、今やったらね。
都市計画課長	例えば、条例の中で規制を有効にするためにどうしたら良いかというと、罰則規定をどうするかということです。罰則規定がなければ、やろうと思ったら強行突破という方法がある。業者の側ですので。いずれそういった議論をしていただかないといけないのかなと思っている。
委員	長倉池でもね、例えばあそこは権利が多いからね、あれやけども、例えば地域の住民、要するにそういう権利関係者がオッケーと言えばオッケーとなったら、例えばそのお金がそれぞれの水利権者にかかっていったら多分収入が入ってくるから皆、ＯＫにします。ハクチョウでは食えんやないかという話やね。だから、その辺りやっぱり今の規制の罰則じゃないけども、その辺りを本当に、地域の合意を得なさいぐらいでは多分突破されるかなというふうな気がする。その辺りちょっと議論してほしいなと思いますけど。
会長	とりあえずは保全区域ということで、そういったような池は一応この中には含めてますので、先ほど突破されたらどうするのかというような問題はあるにしろ、一応そういうような危険性は抜け出せられるんだろうというようなことだと思うんですけども。何か大分いろいろなところに飛びましたけれども、事務局側の案として２つにまとめたいということで皆さんの了解を得られましたので。何かこれまた書き直したり何かちょっと大変だと思うんですけど、一つにまとめた内容の書き方もあ

	ると思うんですけど、その辺は事務局のほうで調整していただきたいと思います。本日の主な議題というのはこれでしたので、大体これで本日の議題は終わったと思います。
事務局	一点だけでよろしいでしょうか。施設の規模を10KWという形でさせていただいていますが、それに対してはいかがでしょうか。
会長	僕はため池なんかの場合だと小さいため池がありますからね。だから、かかるような形でやるのが一番いいんじゃないかと思うんですけど。どうですか、その面積規模。
委員	条例でどうしているかっていうところのちょっと整合性の問題だと思います。保全地域に関してはもちろん小さいものも保全というか開発できなければいいと思うので、そちらは問題ない。では、調整エリアという中で条例の中で何か手続ができたりするのか、もし制約がかかったりするのかというときに、兵庫県みたいに200KWというような割と大きいものを基準にしたのに比べて加西市だけ非常に厳しいという話になって、それはそれでオッケーとするのか。この制約、自然環境調査をしなさいとかは50 KW以上で、太陽光だと低圧と高圧という分け方をする境い目なんですよね。50KW以上に関しては、この制約をかけようとか、50KW以下に関してはそれは外そうだとか、そういう議論は多分条例の中身を何にするかというところと関わってくると思いますので、広く今とりあえず10KW以上でかけておくのは問題ないかなと思っています。
会長	10KW以上ということでこれで問題ないということで、本日の主な議題は終わりましたので、事務局にお返しします。
事務局	閉会